

最終報告にあたって

竹島問題の解決を阻むもの

第2期島根県竹島問題研究会座長 下條 正男

2005年3月16日、島根県議会による「竹島の日」条例の制定は、竹島問題をめぐる外部環境を大きく変貌させた。これまで日韓の間に領土問題は存在しないとしてきた韓国側が態度を一変させ、盧武鉉大統領（当時）と潘基文外務部長官（現、国連事務総長）が情緒的反応を示したからだ。それも盧武鉉大統領は自ら「東アジアのバランス」を任じ、竹島問題を含む東アジアの歴史問題に強く関与して、日本封じ込めの外交手段とするようになった。

折から中国は、高句麗を中国の一地方政権とする「東北工程」を構想し、高句麗史問題が中韓の外交課題となっていた。そこで盧武鉉大統領は2004年、高句麗史研究のための「高句麗史財団」を発足させ、歴史問題を主要な外交懸案とすることになるのである。そこに新たに島根県議会が「竹島の日」条例の制定に動いたことから、条例が成立する一週間前の3月7日には「長期総合的体系的に扱う専門的機構の設置」を指示し、4月8日には「企画団設置及び運営に関する規定」を定めている。そのシンクタンクの役割を果たすことになるのが、4月20日に発足した「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」である。この「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」は2006年9月、「高句麗史財団」とともに「東北アジア歴史財団」に改組され、「高句麗史問題」を含め「竹島問題」、「日本海（東海）呼称問題」、「慰安婦問題」、「歴史教科書問題」、「靖国問題」、「白頭山問題」を研究する国策機関となった。以後、国際社会を舞台に、精力的に宣伝活動を行なうことになるのである。

近年、日本各地で行なわれている育鵬社版教科書の不採択運動にも、「東北アジア歴史財団」の影響が及んでいる。「東北アジア歴史財団」が主催する「世界歴史NGO大会」に参加する日本の「子どもと教科書全国ネット21」が、韓国側の「アジアの平和と歴史教育連帯」と連携し、日本国内で採択阻止運動を展開しているからである。その理由は、育鵬社版の教科書は、日本政府の方針に従い、「韓国は竹島を不法占拠している」と記述する歪曲教科書で、その採択は拒まなければならない。韓国側にも竹島の領有権を主張する根拠があるので、日韓双方の意見を併記すべきだ、というのである。

しかし2012年度から新たに使用される韓国側の中学校用歴史教科書『歴史』（8種）と、高校用（2012年度版）の『韓国史』（6種）を見ても、日本側の文献を曲解し、論難の対象としているだけで、併記とは程遠い（注1）。それどころか高校用の『韓国史』の中には、「子どもと教科書全国ネット21」という全国的な市民組織が結成され、我が国の人々と該当教科書の採択反対運動を展開している、と記述するものもある（ピサン教育版『韓国史』）。これは韓国の歴史教科書が、日本政府の方針に沿って竹島問題を記述した教科書を歪曲教科書と決め付け、日本国内でその不採択運動に関与している実態を伝えたものである。その日本側の協力者である「子どもと教科書全国ネット21」は、沖縄の八重山地区の育鵬社版教科書の不採択運動にも関わり、その影響力は都教組や神奈川県、熊本県などにも及んでいる。中でも熊本の場合、熊本県と姉妹提携している韓国の忠清南道議会が直接、

熊本県を訪れ、育鵬社版教科書の不採択を熊本県の教育委員会に要請している。その受け皿となっているのが「子どもと教科書全国ネット 21」の熊本支部である。「東北アジア歴史財団」が年に一度開催する「世界歴史 NGO大会」に参加する日本の「子どもと教科書全国ネット 21」は、竹島が日本領である事実を隠蔽する役割を、韓国側に代わって果たしているのである。

このように韓国の国策機関である「東北アジア歴史財団」は、様々な領域で竹島問題の封印工作に携わっている。日本海を東海にすべきとする日本海の呼称問題は、その典型である。韓国側が東海の呼称にこだわるのは、日本海の中に独島（竹島の韓国側呼称）があるのは、日本の領海の中にあるようで適切ではない。それに日本海の呼称は、韓国が日本の植民統治下にあった 1929 年、海図作成の基本となる『大洋と海の境界』が水路機関で編纂されたものである。韓国側では 2000 年以上、東海の呼称を使用してきたので、日本海は、東海とすべきだというのである。

ここでも竹島問題が他の歴史問題と絡めて語られ、過去の清算が求められている。そのため韓国側は、日本海を東海と改める前に、日本海と東海の併記を実現し、段階をおって東海の単独表記を目指しているのである。それも韓国が国連に加盟した翌年（1992 年）から、国連の地名標準化委員会を舞台に日本海の不当性を主張し始めている。

それが今年、2012 年 4 月には、5 年に一度開催される国際水路機関の総会がモナコで開かれ、世界の海図や地図の基になる『大洋と海の境界』が改訂されることになっている。そこで東海の併記を国際社会に浸透させるため、韓国側では 3 月 7 日、ベルギーのブリュッセルで「東北アジア歴史財団」と「東海研究会」が主催する「第 18 回、東海地名と海の名前に関する国際セミナー」を開催した。その参加者は欧州の関係者が多く、イギリスのポール・ウッドマン前英国地名委員会事務総長は、日本海や東海に代え、「解決海」にしてはとの提案を行なったという。

日韓以外にとって、日本海が東海となろうが、日本海と東海が併記されようが、どうでもよいことだからである。韓国側は、実情を知らない第三者に対し、日本海ではなく東海の呼称の正当性を強調し、賛同を得るための活動を推進してきたのである。その結果、東海と日本海の併記は、2000 年には 3%に満たなかったが、2009 年には 30%近くに拡大したという。

①竹島問題から派生した東海問題と在外韓国人による問題解決の手法

だが竹島問題と同様、2000 年来、韓国側では東海の呼称を使ってきたとする歴史認識には誤りがある。韓国側では、『三国史記』の「高句麗本紀」に、「東海の濱（ほとり）に地あり」の文字があることから、この東海を日本海のことと解釈し、キリストが誕生する以前から東海の呼称が使われていた証拠とした。

しかし高句麗そのものは、現在、中国との間で中韓何れの国の歴史に属するのかが争われ、高句麗建国の地も日本海とは遠く離れた渤海近くであった。中国では、渤海や黄海を東海と呼ぶように、『三国史記』の「高句麗本紀」でもそれに従い、渤海を東海と表記していたのである。そのため朝鮮半島では自国が東海の東に在るという意味で、「海東」と称し、自らの歴史を「東史」とも呼び習わしたのである。その時、朝鮮半島周辺の沿海を東海、南海、西海と呼ぶことがあった。それも『新增東国輿地勝覽』の「江原道図」の周辺部分に、

「東抵大海」と記されているように、朝鮮半島の遠海は、大海と認識していたのである。ところが韓国政府の「国土海洋部」のサイトでは、「東抵大海」を日本海のことと解釈し、東海の別称とするが、この「東抵大海」は、「東、大海に抵（至）る」と読まねばならない。それを国土海洋部では「東抵大海」を固有名詞として読み、漢文が読めていなかったのである。

韓国側では、1907年に成立したとされる韓国の「愛国歌」の歌詞に、「東海が乾き果て、白頭山が磨り減る時まで」とあることを根拠に、近代の朝鮮半島では、日本海を東海と呼称していた証拠としている。しかし同時代の朴殷植は、『韓国痛史』（1915年刊）で、「韓国は亜細亜東南の突出に在る半島国なり。その境界は東、滄海に濱（沿って）日本海を隔て、西は黄海に臨んで中国の山東江蘇二省に対す」としているように、沿海の滄海の外に日本海が広がっていると見ていたのである。これは『新增東国輿地勝覧』の「江原道図」にも見られるように、沿海と遠洋を区別する朝鮮半島の伝統的な海洋認識なのである。その東海が、日本海全体に拡大するのは、2000年前ではなく20世紀に入ってからなのである。

韓国側では、何ら歴史的根拠がないにもかかわらず、日本海は東海であったとして、竹島のある日本海を東海に改めるか、東海を併記すべきだと主張しているのである。

だが問題は、モナコで開催される国際水路機関の総会を前に、2011年8月、アメリカとイギリスが日本海の単独表記を支持したことから、「東北アジア歴史財団」と「在米韓国人会」が俄かに動き出した中にある。シカゴの「在米韓国人会」は12月、「独島守護国際連帯」を設立すると、全米各地の韓国人会に働きかけ、各地で東海併記を求める署名運動を開始し、州議会の議員を対象として、日本海の不当性を鼓吹するという政治的活動を行なったのである。中でも韓国系米国人が多く居住するバージニア州の州議員は、バージニア州で使用される公立学校の教科書では日本海と東海を併記する法案を州議会に提出し、8対7の僅差で否決されるまでになった。この動きはニューヨーク州にも広がり、独島守護国際連帯の支部は、米国内に止まらずロンドンやパリ等でも結成されるという。

この韓国系米国人と在米韓国人会による政治運動は、それぞれの州の議員を動かし、その政治目的を貫徹する直前のところまで来ている。これと類似の動きは、すでに2007年6月、米国下院外交委員会では慰安婦問題に関する「非難決議案」が可決され、カナダ、オランダ等の議会でも、日本に対する非難決議案を出させるまでになり、着実に国際社会に浸透している。

これに対して日本側の動きはどうか。韓国政府は、「竹島の日」条例が成立する直前、竹島を持続的に占拠するための研究機関の設置を決め、それは今日の「東北アジア歴史財団」となっている。韓国側では領土問題に対処するため国家機関を設置し、国策として対応しているのである。

だが日本には、島根県に島根県竹島問題研究会が存在する以外に、竹島問題を専門に研究する機関はない。「東北アジア歴史財団」は、韓国政府から十分な研究支援を得て活動しているが、島根県竹島問題研究会の場合は、ほとんどボランティア活動である。それでも2007年3月にまとめた『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』では、竹島の領有権を主張する韓国側の主張の問題点を明らかにすることができた。そこで島根県は、2007年6月、最終報告書を外務省に提出し、外務省では2008年2月、『竹島問題を理解するた

めの 10 のポイント』を刊行して、竹島問題に対する日本政府の立場を明らかにした。さらに文部科学省は 2008 年 7 月、中学校社会科の学習指導要領解説書に竹島問題を記載した。

だが外務省の『竹島問題を理解するための 10 のポイント』は、1960 年代にまとめられた日本政府の見解も含まれ、韓国側からも批判されることになった。「東北アジア歴史財団」が 2008 年 4 月 8 日、『日本外務省の独島広報用パンフレット内容分析』を公表すると、「韓国海洋水産研究院」は 4 月 16 日、『独島は日本の領土なのか - 日本外務省の「独島」広報資料に対する批判』を発表し、日本側では島根大学名誉教授の内藤正中氏が 2008 年 10 月、『「竹島=独島問題入門」日本外務省「竹島」批判』を刊行した。2010 年 5 月には韓国の嶺南大学から、独島調査研究会編『日本の外務省の竹島問題の概要批判』が公刊されている。

だがそれらは何れも歴史的根拠を欠いた感情的な反発の域を出ておらず、竹島が歴史的に韓国領であったとする実証ができずにいる。これは外務省の小冊子を非難して、「外務省の『竹島』パンフレットを読んだ率直な感想は、「これはひどい、ひどすぎる」の一語に尽きる」とした内藤正中氏の場合も、同様であった。

これに対し、日本の外務省の竹島関連のサイトでは、現在も『竹島問題を理解するための 10 のポイント』が刊行された 2008 年当時の記述が掲載され、韓国側の批判に答えていない。これでは韓国側の批判を認めたことになり、竹島問題の解決は望めない。

そこでウェブ竹島問題研究所では 2011 年 4 月、韓国の「東北アジア歴史財団」がネット上に、外務省の『竹島問題を理解するための 10 のポイント』を批判した『日本が知らない 10 の独島の真実』を公開したことから、その誤りを『韓国が知らない竹島の 10 の虚偽』と題して公開することにした。さらに韓国側の竹島研究の問題点は、『実事求是』のコーナーを開設し、逐次、韓国側の問題点を指摘している。

だが竹島のような国益に直結する領土問題は、一地方自治体が研究するものではなく、政府が中心となって推進すべき性格のものである。韓国側からの批判に対しては、日本政府がその時々で反論しておかなければ、韓国側の誤った批判を認めたことになってしまうからだ。それに一地方自治体では、経費や人員が限られ、国策として歴史問題を外交カードとする韓国側に対処するのは容易でない。しかしすでに島根県竹島問題研究会が明らかにしたように、歴史的にも国際法上も韓国領であったことのない竹島が、いつまでも韓国側に不法占拠され続けるのは、日本側の対応にも問題があるからである。

事実、韓国政府が 2006 年 6 月、ドイツで開催される国際水路機関の会議で竹島周辺の海底地名を韓国式に命名しようとしたことから、同年 4 月、日本政府は海上保安庁の測量船を鳥取県の境港沖に急派し、竹島周辺の海底調査を実施しようとした。これに反発した韓国政府は、20 隻に余る艦艇を朝鮮半島の東海岸に集結させ、日韓は日本海を挟んで対峙し、一触即発の状況となった。

この時、韓国側は、韓日議員連盟の文喜相会長が日本側の森喜朗元首相に要請し、海上保安庁の測量船を引き揚げさせている。2006 年 4 月 24 日付の「中央日報」日本語版（電子版）によると、その際、文喜相氏は「先に日本側が計画を撤回すれば、韓国側も独島近隣水域の韓国式地名登録時期を延期する。追って、日本海 EEZ 関連交渉を別に持とう」というメッセージを送ったという。これに森元首相は、外務省の谷内正太郎事務次官をソ

ウルに派遣し、事態を収束させたと報じている。

しかしこれは、韓国側の外交的勝利であった。韓国側はその後、竹島周辺の海底地名を登録しただけでなく、6月には、これまで排他的経済水域の基点を鬱陵島に置いていた韓国側が、竹島に基点を移しているからだ。日本側は、竹島問題で韓国側と交渉する機会を逸し、韓国側に目的を達成させてしまったのである。

だが日本の外交失策は、これだけに止まらなかった。測量船を撤収させた直後、韓国に渡った鳩山由紀夫民主党幹事長（当時）が、韓国側に竹島を韓国領とするシグナルを送ってしまったからだ。5月3日、韓国の韓明淑国務総理（現在の、民主統合党代表）と面談し、韓総理から「盧武玄大統領の特別談話は、竹島問題が領有権問題だけでなく、日本の誤った歴史認識の問題であることを強調したもので、これを日本政府と国民たちに悟らせるためのものであった」と告げられると、鳩山由紀夫氏は、「すべての領土問題は根本的に歴史から始まる」「日本側が歴史的事実をより正確に理解するよう、努力する必要がある」と、共感を示し、「韓国に再侵略と思わせたのは日本外交の失敗」とも発言していたからである。1954年9月以来、竹島を武力占拠し続け、日本の領土を侵略したのは韓国側である。

この鳩山由紀夫氏の外交姿勢は、その後の民主党政権に受け継がれ、2010年4月、岡田克也外相（当時）は、「不法占拠という言葉は使わない」とし、2011年2月22日の「竹島の日」には、枝野幸男官房長官（当時）が、竹島を不法占拠している現状に対し、「我が国の立場は従来、明確に申し上げてきている。平和的解決のために有効な方策を不断に検討し、必要な施策を実施している。粘り強い外交努力を行なっていく」と発言し、「不法占拠」と言う政府の立場を明言することを避けた。

領土問題は、言葉遊びではない。領土を侵奪された日本の閣僚が、外交摩擦を避け、領土を奪った韓国側の説明で納得するような外交感覚では、領土問題は解決しない。これは現在の民主党政権に限ったことではなく、自民政権時代も同じ体質を持っていた。これは日本の政治が、内向きになっているからである。領土問題としての竹島問題が解決しない理由の一つが、今の日本政治の現状にある。

②韓国側の竹島研究一斑

だが島根県竹島問題研究会の研究結果を待つまでもなく、竹島を不法占拠する韓国側では、今日に至るまで、竹島を韓国領とする根拠を示せずにいる。これまで韓国側では、1696年9月、安龍福が「松島は即ち于山島だ。これもまた我が国の地である」と証言したことから、「于山島は則ち倭の所謂松島なり」とする歴史認識が生まれ、1770年に編纂された『東国文献備考』の分註（「鬱陵于山皆于山国の地。于山は則ち倭の所謂松島なり」）に依拠して、朝鮮時代の文献に于山島とあると、これを松島と読み替えてきた。

しかしその分註は、『東国文献備考』が編纂された際、その底本となった申景濬の『疆界誌』の当該部分には「按ずるに、『輿地志に云う、一説に于山鬱陵本一島』。しかるに諸図志を考えるに二島なり。一つは則ち倭の所謂松島にして、けだし二島ともに于山国なり」と記されていた。この申景濬の『疆界誌』に引用された柳馨遠の『東国輿地志』の記述は、『東国文献備考』の分註に引用された『東国輿地志』とは、意味が違っている。『東国文献備考』の『東国輿地志』では、「鬱陵于山皆于山国の地」として、二島としているが、底本

となった申景濬の『疆界誌』では、「一説に于山鬱陵本一島」として、于山島と鬱陵島を同じ島としているからである。

事実、現存する『東国輿地志』で確認すると、そこには「一説に于山鬱陵本一島」とあるのみで、「于山は則ち倭の所謂松島なり」とした部分はなかった。これは申景濬の『疆界誌』に引用されていた引用文が、『東国文献備考』が編纂される際に改竄されていた、ということである。

ではなぜそのような書き換えが行われたのか。それは『疆界誌』の按語で、申景濬が「しかるに諸図志を考ふるに二島なり」としているように、申景濬の時代には、于山島と鬱陵島が描かれた『鬱陵島図形』が一般化しており、申景濬が于山島と鬱陵島を別の島と理解してもおかしくない状況にあったからである。それは安龍福の密航事件が発端となって、朝鮮では鬱陵島の現地調査をする搜討官が派遣され、安龍福が「松島は即ち于山島だ。これもまた我が国の地である」とした于山島が、朴錫昌の『鬱陵島図形』（1711年）には、「所謂于山島」の付記とともに描かれているからである。そのため申景濬は、『疆界誌』の中で、「二島なり」とする按語を残すのである。申景濬が『疆界誌』にその按語を残したのは、『疆界誌』の底本となった李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）では、その同じ場所に、于山島を鬱陵島とした李孟休の按語があったからである。

だが申景濬は、按語の中で「しかるに諸図志を考ふるに二島なり」としているように、李孟休とは違って、于山島と鬱陵島を別の島と考えていた。それは安龍福の密航事件後、朝鮮では「鬱陵島図形」が作成され、そこには鬱陵島の東に「所謂于山島」と付記された島が描かれることになり、于山島は実在していたからである。

だが「所謂于山島」とされたその于山島は、『東国文献備考』の分註で、「倭の所謂松島なり」とされた現在の竹島のことではない。鬱陵島の東約2キロにある竹嶼のことである。それは2006年11月、島根県竹島問題研究会が現地調査した際、それを確認している。申景濬としては竹嶼を、于山島と見ていたのであろう。

それが『東国文献備考』が編纂される過程で、分註に「鬱陵于山皆于山国の地。于山は則ち倭の所謂松島なり」と記されたことで、その于山島は現在の竹島と曲解されることになったのである。何故なら、竹島は、東島と西島の二つの島と幾多の岩礁からなっているからである。この竹島が二島で構成されている事実は、日本側では江戸時代からよく知られていた。これに対し、朝鮮時代の地図で、独島を二つの島に描いたものはない。これは、朝鮮半島では実際の竹島（松島）を認知していなかった証左である。朴錫昌の『鬱陵島図形』（1711年）に描かれた于山島を、今日の竹島とすることは拡大解釈なのである。それは『東国文献備考』の分註に引用された『東国輿地志』の存在が確認され、そこには「一説に于山鬱陵本一島」とあった。于山島を松島（現在の竹島）とする『東国文献備考』の分註は、実証能力を失ってしまったからである。

そこで最近の韓国側の研究は、1900年、鬱陵島を鬱島郡に昇格させた「勅令第41号」に重点が移され、鬱陵島研究に関心が集まっている。東北アジア歴史財団は、『独島・鬱陵島研究 - 歴史・考古・地理学的考察』（2010年1月刊）、『独島！鬱陵島からは見える』（2010年12月刊）、『歴史と地理で見る鬱陵島・独島』（2011年12月）を刊行しているからだ。

東北アジア歴史財団が鬱陵島研究を重視するのは、1900年に鬱陵島を鬱島郡に昇格させる際、「勅令第41号」の第二条では、鬱島郡の行政区域を「鬱島全島、竹島、石島」とし

ているからで、韓国側ではその石島を今日の独島（竹島）であると主張したいのである。

その主張を確実にするためには、大韓帝国による鬱陵島の実効支配の実態が重要になってくる。それを明らかにすることができれば、必然的に独島を行政区域に入れた 1900 年 10 月 25 日付の「勅令第 41 号」の存在が意義を持ち、独島を韓国領として主張する論拠とすることができるからだ。それに日本が竹島を島根県に編入するのは、1905 年 1 月 28 日の閣議決定を経て、2 月 22 日の「島根県告示第 40 号」によってである。独島が韓国領となったのは、日本よりも 5 年も早くなるからだ。

それも日本政府は、1877 年の「太政官指令」で、竹島と松島を「竹島外一島本邦関係これ無し」としている。韓国側から見れば、「外一島」の松島をいったん日本領から除外しておきながら、日露戦争最中の 1905 年に日本領とし、そこに監視塔を設置するとなれば、これは朝鮮半島を侵略するための手段として竹島を編入したと、説明がしやすくなる。そこで鬱陵島を実効支配した韓国側の事例を多く挙げる事ができれば、「勅令第 41 号」に定められた石島（独島）を実効支配していた証拠にもなるとして、戦略的に研究をすることになるのである。

だが韓国側のその試みは、徒労である。韓国側では「勅令第 41 号」で、その行政管轄区域の一部とされた石島を独島としているが、石島は鬱陵島の東北に位置する鼠項島（観音島）のことで、竹島とは何ら関係がないからだ。それを東北アジア歴史財団では、石島が竹島であることを実証するため、2008 年 7 月から 2009 年 12 月の 1 年半、鬱陵島の高地から竹島が何度見えるか、現地調査をしたのだという。これは『世宗実録』の「地理志」に、「于山、武陵二島、県の正東の海中にあり。[註]二島相去ること遠からず。風日清明なれば則ち望み見るべし」とあることから、この「見るべし」を鬱陵島から竹島が見えると解釈し、実際に「見える」ことが確認できれば、それは『世宗実録地理志』の文章の正しさを証明したことになると考えたのであろう。

だがこの『世宗実録』の「地理志」にある「見るべし」は、朝鮮半島から鬱陵島が「見える」と、解釈しなければならぬのである。それは朝鮮時代、地誌を編纂する際には「規式」という編集方針が定められており、その島嶼を管轄する官庁からの距離と方向を表記することになっていたからである。そのため金正浩の『大東地志』や、『輿地図書』では、『世宗実録』「地理志」の記事を踏襲しながら、本文から于山島を削除しても、鬱陵島を管轄する蔚珍郡から鬱陵島が「見える」と読んでいるのである。

東北アジア歴史財団は、地誌の伝統的な読み方を知らなかったため、1 年半もかけて鬱陵島から竹島が何回見えるか、無意味な観察をしていたのである。この涙ぐましい努力を徒労と言わずして、何と云うのであろうか。それもその観測結果を『歴史と地理で見る鬱陵島・独島』として刊行し、竹島が韓国領である証拠としたのである。韓国側の竹島研究は、その出版物の数がいかに汗牛充棟の様相を呈しても、竹島の領有権問題には全く影響を与えるものではないのである。

その典型は、「太政官指令」で、「竹島外一島の儀本邦関係これなし」とされた外一島を、今日の竹島とする韓国側の主張である。なぜなら、当時の海図及び地図を見れば、「外一島」とされた松島が、今日の竹島でなかったことは一目瞭然だからである。そこには竹島と松島の外に、リャンコールト列岩（現在の竹島）が描かれている。これは 1840 年、シーボルトの「日本図」に、竹島と松島が記入される際、実在しない「アルゴノート島」に竹島

と表記され、鬱陵島であったはずの「ダジュレート島」には松島の名が付けられたからである。

その地図に従って、鬱陵島を松島と認識した例は、1882年、鬱陵島を踏査した李奎遠の『鬱陵島検察日記』等でも確認ができる。李奎遠は、鬱陵島で伐採をする日本人の実態を調査することになり、鬱陵島に赴くが、そこで「大日本国松島槻谷/明治二年二月十二日/岩崎忠照建之」と刻まれた標木に遭遇しているからである。これを現地で伐採に従事していた日本人に尋ねると、日本人は「日本帝国地図、また輿地全図あり。皆松島を称するなり」として、鬱陵島を松島としているというのである。

従って「太政官指令」だけを根拠として、日本政府が現在の竹島を日本領から除外していたとするのは、早計である。それはその後、江戸時代に松島と呼ばれていた現在の竹島に、江戸時代の鬱陵島の呼称であった竹島が付され、その鬱陵島（竹島）が松島となり、島名が入れ替わった一事が如実に物語っている。

明治政府が鬱陵島を松島とも称することになるのは、1881年、北澤正誠の『竹島考証』で、松島が鬱陵島であったことが確認されてからである。外務省囑託であった北澤正誠は、「天城艦」の測量結果を基に、松島が鬱陵島であることを確認している。その後、日本では鬱陵島を松島とも呼ぶことになるのである。従って、1877年の「太政官指令」に依拠し、日本政府が今日の竹島を「本邦関係之なし」として、日本領から除外していたことは、できないのである。

韓国側ではその「太政官指令」を今も金科玉条とし、日本政府は竹島を日本の領土から除外した証拠とするが、その主張には根拠がなかったのである。だが東北アジア歴史財団では、その鬱陵島と朝鮮との関りを強調することで、竹島と鬱陵島にも深い関係があったと言いたいのであろう。そこで東北アジア歴史財団では、『歴史と地理で見る鬱陵島・独島』（2011年12月）を刊行したのである。

『歴史と地理で見る鬱陵島・独島』では、釜山大学のキム・キハク教授、駐広島総領事館のチェ・ウンソク研究員、東北アジア歴史財団のユン・ユスク研究員、仁荷大学のイム・ハクソン教授の4名の論稿が収められている。釜山大学のキム・キハク教授の研究は、安龍福の密航事件後、朝鮮では鬱陵島に捜討官が派遣されるが、その中から金昌胤（1786年）、韓昌国（1794年）、李奎遠（1882年）等の記録によって、踏査したルートを鬱陵島の地図に再現するものであった。しかしその作成された地図を見ても、竹島に渡った痕跡がないにもかかわらず、『江原道地図』等に于山島が描かれていると、それを独島と決め付けている。だがその『江原道地図』には、于山島の外に実在しない五つの島が描かれている。この事実からも明らかなように、それは朴錫昌の『鬱陵島図形』系統の鬱陵島図で、そこに描かれている于山島は、現在の竹嶼である。せっかく鬱陵島捜討官のコースを地図に移すと言う実証的な研究をしながら、捜討官等が渡ってもいない独島を確認していたとするのは、牽強附会の憶説である。

これは駐広島総領事館のチェ・ウンソク研究員の研究も同じである。チェ氏は安龍福が密航した隠岐島や鳥取藩についてその歴史を述べ、当時は、江戸幕府と鳥取藩、それに米子の荒尾氏が、それぞれ対立した関係にあったとしている。チェ氏には、戦国時代と江戸時代の区別が出来ていないようである。鳥取藩米子の米子・大谷・村川家は、江戸幕府から渡海免許を得て、竹島（鬱陵島）に渡っていた。鳥取藩は領民である大谷・村川家が鬱陵島に

渡る際、鉄砲を貸与し、「往来手形」を発給していただいただけである。米子城代の荒尾氏の場合は、大谷・村川家が米子の住人であったということに過ぎない。それをあたかも山陰地方では幕府と、鳥取藩と荒尾氏の間で、対立構造が存在していたかのように記述している。日本の歴史は韓国の歴史ドラマとは違う。勝手にストーリーを作り、歴史を捏造してもらっては困るのである。

続く東北アジア歴史財団のユン・ユスク研究員と仁荷大学のイム・ハクソン教授は、それぞれ古地図と古文献に現れた于山島を、今日の独島としている。だがその論拠としている『東国文献備考』の分註は、その編纂の過程で柳馨遠の『東国輿地志』の引用文が改竄されたものである。それに東北アジア歴史財団のユン・ユスク研究員は、柳馨遠の『東国輿地志』は散逸したとしているが、実在が確認され、于山島を鬱陵島のこととしている。実証能力のない『東国文献備考』の分註により、于山島を独島とする両者の研究は、何ら説得力を持たないのである。

竹島問題が解決しない理由の一つに、韓国側の竹島研究が歴史の事実を逸脱し、何が何でも独島は韓国領とする、プロパガンダの域を出ないという現実がある。それでも『東国文献備考』の分註に実証能力がないことが分かり始めたのか、今度は、鬱陵島研究に移ってきた。鬱陵島は1900年10月25日、「勅令第41号」によって鬱島郡となり、鬱島郡の行政管轄区域に石島が登場するからである。韓国側では、この石島を独島とする前提で、独島は1900年の時点で韓国領になったとしてきた。

だが1882年、李奎遠が「島項」とした観音島こそ、「勅令第41号」の石島なのである。島項は後に海図等では鼠項島と表記されるが、これを漢字文化圏の伝統的な反切で読むと、ソクトウ（石島）となるからである。そこで韓国側の竹島研究の実態がどのようなものか、「独島博物館」が設置されている鬱陵島に渡り、視察してみることにしたのである。

③鬱陵島視察と国内の動き

この鬱陵島視察は、自民党の新藤義孝衆議院議員からご提案があったからである。2011年2月22日、新藤義孝議員は、民主党の渡辺周議員とともに、「竹島の日」の式典後に開催された「教育フォーラム」に参加され、ご兩人ともに竹島問題の現状を憂慮されていた。その後、5月24日、韓国の独島領土守護対策特別委員会の姜昌一議員等3名が、電撃的に北方領土の国後島に渡り、8月には竹島で独島領土守護対策特別委員会の開催を公言するなど、挑発的な態度をとった。この時、新藤義孝議員の方から、鬱陵島視察のご提案があった。そこで何度か日程調整をした後、8月1日、韓国の金浦空港で合流することにしたのである。当初は、自民党の平澤勝栄議員も参加を予定されていたが、ある事情で、参加できないことになった。韓国側の反発が強くなり、自民党内からも異論が出されたからである。

しかし自民党の「領土に関する特命委員会」委員長代理の新藤義孝議員の外、同じ特命委員会所属の稲田朋美、佐藤正久議員の意志は固く、決行した。だがこの時、韓国政府は外交上、大失態を犯すことになるのである。韓国の李明博大統領は7月26日、外務部に対して「身の安全上の憂慮がある」との理由で、議員らの入国拒否を命じたからである。議員等は鬱陵島で政治活動をしようとしていたわけではない。純粋に独島博物館の展示物を見て、鬱陵島を視察しようとしただけである。7月31日、私が仁川国際空港で入国拒否

をされた際、韓国の入国管理局の担当者から申し渡されたのは、韓国の入国管理法第 11 条違反を理由に、入国を拒否するとのことであった。私たちは鬱陵島に渡り、独島博物館を見学しようとしただけである。それが韓国に危害を与えるというのであれば、鬱陵島を訪れる日本人観光客は全てテロリストになってしまう。

だがこの時、議員等の入国拒否を決めた韓国政府には、苦渋の判断があった。新藤義孝議員らの鬱陵島訪問が現実的になると、李在五特任大臣と市民団体が実力でも阻止しようと、過激な行動にでていたからである。

実際、李在五特任大臣は、新藤議員等の顔写真を焼き捨て、過激に反応する市民団体を鼓舞し、支持した。その一団は、議員等の金浦空港到着に合わせ、空港ロビーに棺桶を持ち込んで、傍若無人の振る舞いに及んだ。韓国政府は一連の状況を考慮し、議員等の身辺保護ができないとして入国拒否したが、一行が鬱陵島に渡る浦項港でも、実力阻止の準備がなされていた。新藤議員等はそれを承知で、羽田空港を飛び立った。ここで中断すれば暴力で恫喝する韓国側に屈し、過激なデモをすれば竹島問題を封印できると錯覚させてしまうからだ。

だがここで新藤議員等の行動には、自民党内部からの制約がかかっていた。韓国側の報道によると、新藤議員等の韓国行きが確実となると、韓日議員連盟会長の李相得氏が、日本側の渡部恒三氏と森喜朗元首相に電話連絡し、森氏等から自民党の逢沢一郎国会対策委員長と石原伸晃幹事長に圧力がかかり、谷垣総裁も一行の訪韓を躊躇したというのである。この一連の動きを、韓国のマスコミは「韓国の外交的勝利？」と報じていた。

だが新藤議員等は訪韓を決行したため、この想定外の事態に韓国側は混乱に陥り、入国の可否を巡って二分したのである。外交的勝利は日本側にあった。その中の一人、平澤勝栄氏が脱落したのは、別ルートからの圧力があったからとされる。韓国側の報道によると、金守漢元国会議長から山崎拓自民党元副総裁に連絡が行き、平澤氏の訪韓が中止したのだという。その 2 ヶ月後の 10 月 6 日、山崎拓氏はその功績等が評価され、韓国の東亜大学から名誉政治学博士の称号を与えられている。2006 年 4 月、竹島周辺の海底測量に赴いた海上保安庁の測量船を撤収させ、韓国側の海底地名命名を許した森喜朗元首相も、2010 年 11 月 30 日、韓国政府から「修交勲章光化大章」を授与されていた。

第 1 期及び第 2 期竹島問題研究会による「最終報告書」でも明らかなように、韓国側には竹島の領有権を主張できる歴史的権原はない。「東北アジア歴史財団」をはじめとした韓国側の国策機関及び嶺南大学の「独島研究所」等の目的は、学術的研究を装いながらも、実質的には日本側の主張の封印にある。その問題点は、ウェブ竹島問題研究所のサイトでも明らかにしてある。外務省が刊行した『竹島問題を理解するための 10 のポイント』に対し、韓国側からの批判があれば、微力ではあるが反論してきた。

だが領土問題のような、国家主権に関わる問題を、一地方自治体である島根県がいつまでも関わっていてよいということはない。本来ならば国家的プロジェクトを組み、日本側の主張を内外に発信し、韓国側の誤った主張に対しては、厳格に訂正を求めていかねばならない。それは政治家の仕事であり、責務である。

しかし日本政治の現実には、領土の一部を奪われながら外交摩擦を忌避し、韓国側からの要請があれば、唯々諾々としてそれを受け容れ、問題の解決を妨げ続けてきた。竹島問題の解決を阻んでいるものは何か。「竹島の日」条例の制定から七年、日本の課題がようやく

見えてきた。

④第2期の最終報告書について

さて、以上、述べてきたのは竹島問題がなぜ解決しないのか、島根県議会が「竹島の日」条例を制定して以後の、国内的な課題の鳥瞰図である。その必ずしも恵まれたとはいえない研究環境の中で、島根県から委嘱された研究委員の皆さんがその職責を全うされたことに対し、感謝の念を禁じえない。

今回、第2期の最終報告書（「竹島問題に関する調査研究」）は、第1期の「竹島問題研究会」が提出した「竹島問題に関する調査研究」最終報告書が、主に近世までの歴史と地理を中心に調査研究したのに対し、近現代を研究対象としている。第2期の「竹島問題研究会」では、溝口善兵衛島根県知事の方針に従い、報告書をまとめたからである。

そこで第2期の最終報告書では、(1)「明治期における竹島問題」、(2)「戦後における竹島問題」、(3)「学校における竹島教育」、(4)「その他」の4領域から構成された「研究レポート」と、「資料編」としては、日本に対抗するため2012年度に編纂された韓国の中・高の歴史教科書の竹島関連記述の翻訳と「戦後（平成期）における島根県の取り組み等について」を収録した。さらに付録として、塚本孝氏の「竹島問題研究会〔第1期〕最終報告書批判へのコメント」と竹島学習リーフレット作成編集会議編の「竹島学習リーフレット『竹島～日本領土であることを学ぶ～』」を収めている。

「研究レポート」の(1)「明治期における竹島問題」では、中野徹也研究委員が「1905年日本による竹島編入措置の法的性質 - 「無主地先占」説をめぐって」を執筆した。中野委員の報告は、国際法上の観点から竹島問題にどう接近したらよいか、韓国側の主張も参考にしながら、公平な論理展開を行なっている。

(2)「戦後における竹島問題」では、山崎佳子研究委員がゲーリー・ビーバーズ氏の示教を受け、「韓国政府による竹島領有根拠の創作」と題する報告をまとめた。

その中で山崎委員は、韓国政府が1955年に刊行した『独島問題概論』で、重大な隠ぺいが行われていた事実を明らかにしている。『独島問題概論』では、「1952年12月4日付韓国政府宛米国大使館第187号文書」にある「大使館は、外務部の通牒にある「独島（リアンクール岩）は…大韓民国の領土の一部である」との言明に注目します。合衆国政府はこの島の地位に対する理解は、ワシントンの韓国大使館に宛てたディーン・ラスク国務次官補の1951年8月10日付の通牒で述べられています」の文言が消されている事実を、山崎委員は原文を示して明らかにした。

この「1952年12月4日付韓国政府宛米国大使館第187号文書」は、1952年9月15日、米軍爆撃機が竹島で演習を行ない、韓国政府が抗議したことに対する米国大使館の回答を指す。この時、竹島は李承晩政権が宣言した「李承晩ライン」の中に含まれていたが、「竹島が1905年以前に韓国により自国領土と主張されたことはない」とする米国側の立場を伝えたラスク書簡を根拠に、韓国政府に対し、竹島は日本領であると伝えていた部分である。

藤井賢二研究委員は、「竹島問題における韓国の主張形成」と「李承晩ライン宣言と韓国政府」の二つの報告をし、「竹島問題における韓国の主張形成」では戦後、竹島問題が発生してからの韓国側の争点がどのように変化していったのかを整理している。「李承晩

ライン宣言と韓国政府」は、日韓の国交正常化交渉の中で、「李承晩ライン」がどのように機能したかを克明に描いている。韓国政府は、拿捕抑留した日本人漁船員の釈放と引き換えに、日本政府には在韓日本人資産への請求権放棄を求めるなど、韓国側の「人質外交」の一斑に触れながら、今日に通じる朝鮮半島の外交戦術の特質を明らかにしている。

(3) 「学校における竹島教育」では、曾田和彦研究委員が「小・中学校における『竹島に関する学習』の推進状況～平成 22・23 年度の取り組み及び平成 22 年度の実施状況」をまとめている。これは平成 18 年に改定された教育基本法を受け、島根県教育庁義務教育課を中心とした取り組みと、義務教育段階における竹島に関する学習の実施状況、竹島に関する学習の実践例を報告したものである。その成果は、「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールの作品の中に示されている。それは竹島を不法に占拠する韓国側を一方的に批判するものではなく、事実を明らかにし、対話を求めているところに教育を受けた生徒諸君の特徴がある。

「竹島学習リーフレット（中学生向け）の作成と活用について」は、伊藤博敏、常角敏、山口修司各研究委員が中心となり、島根県竹島・北方領土問題教育者会議、島根県竹島問題研究会、島根県教育庁義務教育課、島根県総務部総務課、竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議事務局所属の計 10 名の方々の協力の下、カラーA4 判、8 ページのリーフレット作成の顛末を報告したもので、「リーフレット活用に当たっての留意点等について」が付録として付けられている。

続いて高等学校教育に関しては、馬庭寿美代研究委員による「県立学校における竹島に関する学習の推進状況」が報告され、佐々木茂研究会副座長の「高校における『竹島問題』学習のあり方について－「高校における竹島学習」のあり方検討会の経過－」では、①高等学校のホームルーム活動での指導案とそのワークシート、②特別支援学校高等部の学習指導案、③高等学校地理歴史科（地理 A・B）学習指導案とワークシート、日本と韓国双方の主張と対応、日本と韓国双方の論拠、領土問題の解決例－国際司法裁判所での解決－、④高等学校公民科（現代社会・政治・経済）学習指導案とワークシート及び指導の手引⑤高等学校地理歴史科（世界史 A・B）学習指導案とワークシート及び指導の手引まで、高等学校での竹島教育のモデルが示されている。「検討会」に参加され、指導案作成にご協力いただいた宇佐美朝士、狩野隆夫、堀拓雄、本間達也、馬庭寿美代、武藤立樹の諸先生には心より感謝したい。

(3) 「学校における竹島教育」は、資料編に収録した韓国の中高の歴史教科書の記述と教育方針を比較してみれば、領土問題に対する教育姿勢の違いがおのずと明らかになってくる。

研究レポートの最後には、杉原隆研究委員（竹島問題研究会元副座長）の「江戸期から昭和期にかけて竹島問題に関わった隠岐の人々の軌跡」と福原裕二研究委員の「鬱陵島友会と『鬱陵島友会報』」を収録した。杉原委員の報告は、平成 22 年 10 月 23 日、隠岐の島町で開催され「竹島領有権確立運動隠岐の島町集会」に参加し、集会に集った人々の言動が過去、竹島問題に関わった人々と営々と連なっているとの思いに駆られたことから、通史的にまとめたものという。作文コンクールに応募した中学生達も、竹島問題に関わる重要な時代の証人との位置づけがなされている。杉原委員の筆は、隠岐の庄屋達や鬱陵島に漂着した漁民、隠岐諸島に密航してきた安龍福、それを暖かく迎え入れた隠岐の人々、

時代と共に竹島と関わった群像の生き様に迫っている。

福原裕二研究委員の「鬱陵島友会と『鬱陵島友会報』」は、戦前、鬱陵島で生活していた日本人の実態を報告したものである。近年、韓国側では竹島を鬱陵島の属島とする前提で鬱陵島研究を行っており、日本側でも鬱陵島に関する研究の必要性が高まっていた。福原委員の鬱陵島研究は時宜に適った報告といえる。

附録として、塚本孝研究協力員の「竹島問題研究会〔第1期〕最終報告書批判へのコメント」と竹島学習リーフレット作成編修会議編の「竹島リーフレット『竹島～日本の領土であることを学ぶ～』」を納めた。塚本研究協力員の「竹島問題研究会〔第1期〕最終報告書批判へのコメント」は、本来付録に収録するのではなく、研究レポートにすべきであった。

それが附録に収められたのには、理由がある。当初、第2期の竹島問題研究会では、2007年にまとめた「竹島問題に関する調査研究」最終報告書を批判した韓国の嶺南大学校独島研究所の『独島領有権確立のための研究』（2009年刊）に対し、反論する予定でいたからである。

しかし嶺南大学校独島研究所の反論を検討する過程で、従来の韓国側の誤謬を踏襲しているだけで、当面、反駁する必要がないとの結論に至った。それは塚本研究協力員の竹島問題研究会〔第1期〕最終報告書批判へのコメントがいかに証明している。韓国側では今日に至るまで、竹島の領有権を主張する歴史的権原を明確にすることができずにいる。韓国側が竹島を占拠する歴史的権原を明らかにしない以上、それへの反駁は無意味だからである。

だが竹島問題研究会がまとめた〔第1期〕最終報告書を批判し、嶺南大学校独島研究所から『独島領有権確立のための研究』が刊行されたことには感謝したい。それはこの〔第2期〕の最終報告書に対しても、同様の批判が起こることが期待されるからである。日韓の間には、竹島問題といった厳然とした領土問題が存在する。それを忌避しては、日韓の真の交流は生まれない。第1期、第2期の最終報告書に対し、真摯な批判が行われることを心から切望し、筆を擱くことにする。

（注 1）参考のため、竹島問題に関する記述をした韓国の中学校用歴史教科書『歴史』8種と、高校用歴史教科書『韓国史』6種を翻訳し、巻末に付した。いずれも2012年度版。